

知事コメント

先般の関与取消訴訟の判決では、沖縄防衛局からの申請の目的は「移植したサンゴの生残率をできる限り高めることにある」との判断が示されたことから、県では、同判決で示された目的を達成するために必要な条件を附して許可処分を行ったものであります。

しかし、沖縄防衛局は、水温が高く台風の襲来が見込まれる時期である7月29日に移植を開始しました。このような時期に移植を開始することは、専門的、技術的知見に照らし、移植サンゴ類の生残可能性を低下させるものであり、サンゴ類の避難措置という目的として適切なものと判断されず、いたずらにサンゴを死滅させる恐れのあるものであり、水産資源の保護培養に資する行為であるとはいえません。

沖縄県は、沖縄防衛局長がこのような行為を行っていることについて、専門的、技術的知見を得るため、日本サンゴ礁学会のサンゴ礁保全学術委員会に対し、「サンゴ類の環境保全措置としての移植を、水温が高く台風の襲来が見込まれる時期に実施することについて」照会したところ、10月14日付けで回答がありました。

同回答によれば、高水温期は、白化現象や台風によって移植サンゴ群体の生残率が低下する可能性が高まる時期であるため、この時期の移植は避けるべきであり、また、5月から9月は造礁サンゴ類の繁殖期に相当しており、この時期の移植は避けることが望ましいとの意見がありました。

一方で、造礁サンゴ類の移植時期を検討した研究例は少ないことから、複数の種をまたいで一義的に移植の適期を断定

することは困難であり、移植対象種ごとの生態的特徴等を総合的に勘案し、各分野の研究者を含む関係者間で同意できうる最適な移植時期を改めて検討すべきとしています。

沖縄防衛局においては、日本サンゴ礁学会サンゴ礁保全学術委員会が示した専門的・技術的知見を重く受け止め、移植を避けるべきとされた、高水温期及び繁殖期である7月29日に移植を開始し、県が中止を求めたにも関わらず、その後も移植を継続してきたことを、反省すべきです。

また、沖縄県は、環境監視等委員会に対して、移植の時期について公開質問を行いました。沖縄防衛局は、環境監視等委員会の意見を示すこともなく、環境監視等委員会からも沖縄防衛局からも回答しない旨、通知してきました。

日本サンゴ礁学会サンゴ礁保全学術委員会が、「各分野の研究者を含む関係者間で同意できうる最適な移植時期を改めて検討すべきである」としたことを踏まえると、沖縄防衛局は、移植したサンゴの生残率を出来る限り高めるために、研究者や沖縄県の意見を聞き、真摯な態度でサンゴ類の環境保全措置としての移植を実施すべきです。

県としましては、今後も、同委員会の見解をふまえつつ、サンゴ特別採捕許可に関する対応の正当性を主張してまいります。

令和3年10月21日
沖縄県知事 玉城 デニー